

会議の名称	第31期第3回社会教育委員会会議
開催日時	平成21年11月11日（水） 14時00分から 16時00分まで
開催場所	教育委員会室
出席者	西邨定実議長、植松千代美副議長、青野明子委員、 石塚美穂委員、岩谷誠委員、上田卓是委員、小川温子委員、 高木統禧委員、谷間倫子委員、藤井泰雄委員 [事務局] 社会教育部／岸部長、福井参事 中央図書館／大本館長、亀元事務長 社会教育青少年課／大槻課長、武田主幹、対馬課長代理 岡田係長、北田主任 枚方公園青少年センター／西村所長 スポーツ振興課／平尾課長
欠席者	荒田英道委員、稲田義治委員
案件名	（1）枚方公園青少年センターのあり方について
提出された資料等の名称	【資料】 1. 枚方公園青少年センターのあり方について（検討資料） 2. 生涯学習市民センター使用料収入の決算額（H20年分） 3. 枚方公園青少年センターの利用状況
決定事項	今回の議論を踏まえてパブリックコメントの案をつくる。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署（事務局）	社会教育部社会教育青少年課

審 議 内 容

西邨議長 　ただ今から、第31期第3回枚方市社会教育委員会議を開催します。

事務局から本日の委員の出席状況報告をお願いします。

〈事務局〉 　本日の委員の出席状況は、委員12人中10人の出席です。荒田委員、稲田委員は所用のため欠席です。枚方市社会教育委員会議運営要綱第5条により過半数の出席がありますので、会議が成立していることをご報告致します。

西邨議長 　本日の資料の確認を事務局からお願いします。

〈事務局〉 　〈事務局より資料の確認を行う〉

西邨議長 　では、本日は資料1「枚方公園青少年センターのあり方について（検討資料）」をもとに議論をお願いします。この資料は、これまで委員が述べて頂いた意見や会議に提出していただいた資料をもとに、事務局で「たたき台」として作成いただいたものです。それでは、事務局より資料1の朗読をお願いします。

〈事務局 朗読〉

西邨議長 　では事務局より朗読のあった「枚方公園青少年センターのあり方について（検討資料）」に基づきまして、各項目ごとに順次ご意見をお聞きしたいと思います。

具体的に「どういう運営にしたらよいか」という話で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

青少年センターには特殊な部屋があると思いますが、どの部屋を青少年の優先室とするか、あるいは申し込みの時期について、現在は、青少年が申し込もうと思っても一般の方が先に申し込んでいて使えないということがあると報告されているので、その辺を具体に変更することについてなど、ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

現在は、システム上で一般の方も青少年も同じ条件で受け付けています。生涯学習市民センター等では、市内と市外の方は、同じ施設を使うにも申し込み順位があって、市内の方よりも少しおくれて市外の方が申し込めるとかというような制度があると聞いています。枚方公園青少年センターについても、青少年のほうを少し早くし、一般の方を遅くすることによって、青少年の方が使いやすくなるようにすべきではないでしょうか。

〈事務局〉 今回の議論をしていただく中で、本日お配りした資料3「枚方公園青少年センターの利用状況」について、ご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

西邨議長 お願いします。

〈事務局〉 資料3は、21年度の上半期の状況を表したものです。
登録状況ですが、青少年団体と一般団体の登録団体数は大きくは変化はみられないのですが、利用実態が変わっているところがあります。

平均利用率は19年度と20年度は79%ですが、21年度(前期)につきましては、72.4%となっております。

音楽室の利用率が、19年度から20年度、あるいは20年度から21年度ということで順次下がってきているという状況が見られます。それにあわせて、特に21年度では一般団体の音楽室の利用が増えてきております。

この現象の理由には大きく3点が考えられると見ております。
1つは、インフルエンザの流行等々で青少年の活動が少し自粛されているのではないかと、2つめは一般団体の利用が増えてきていることが影響しているのではないかと、あと、音楽室の老朽化という3点が要因ではないかと見ております。

21年度と20年度を並べて比較すると、6月の音楽室は合計が56コマあるいは89コマとなっております。20年度は、99コマ中、一般団体は51コマとなっております。この時点においては、青少年団体が減った分、一般団体が増えているということです。これは8月の夏休み期間中についても同様で、20年度は一般団体は33コマの利用でしたが、21年度は81コマに増えています。青少年団体は、134コマだったのが114コマという形で減ってきているという状況があります。2ページ目の曜日別にも同じような状況が現われています。

3ページ目の土曜日、日曜日と同じような状況で、6月は青少年団体が40コマの利用が23コマ、一般団体は20コマの利用が32コマに増えています。8月の土曜日、日曜日では、青少年団体は変わらないんですが、一般団体につきましては16コマの利用が32コマという状況です。これは、一般団体が使い始めたことによって、少し青少年の利用が少なくなっているのではないかと考えられます。ただし、それだけが理由ではないのではないかと捉えております。

植松副議長 資料3を見ていると、青少年は音楽室の利用が多いのではないのでしょうか。

そうであれば、そういう部屋を増設すべきではないですか。駅などで若い人たちが路上ライブなどをしているのを見かけます。完璧な防音でなくても会議室などでも出来る音楽活動があるのではないのでしょうか。

また、資料1の2-(1)利用実態と制度の変更の記述ですが、青少年の利用が少ないという実態よりも、学校が休みの期間中は、音楽室等の利用が多いという、ポジティブな表現をしてはどうでしょうか。

〈事務局〉 一般の集会室を音楽で使用すると、音が漏れ、他の利用者から苦情が出ることがあります。現在の音楽室(防音室)を使っただけの活動でさえ、音がもれて苦情が寄せられることもあり、難しい面もあります。

西邨議長 音漏れなど弊害が出るなら、問題だと思います。

高木委員 主催事業の取り組みについて、青少年の活動を継続させるなら音楽などはボランティア(指導者)を広報で募集してはいかがでしょうか。

西邨議長 今、高木委員が言われた主催事業はありますか。

〈事務局〉 現在も主催事業として、指導者に来てもらって取り組んでいるものもあります。しかし、バンド活動で、ボランティアや講師がリードしてというのはありません。

岩谷委員 青少年の活動で音楽について整理してみると、3つに分けられると思います。

まずは、初心者で頑張りたいと思っている子どもたちへの支援です(初心者が技術を学べる場の提供や楽器店の音楽教室とタイアップなど)。次は練習場所の確保。そして発表の場の提供ということになります。

また、実際に活用している青少年たちの生の声を聞いてみたいです。

高木委員 活動している若者本人の生の声をアンケートで集めてはいかがでしょうか。

小川委員 私たちは仕事の都合上で常に広報を読みますが、若者が読むか

は疑問です。例えば、大学等に出前して、直接PRしていかないと若者は集まらないし、伝えられないと思います。

昔は、仲間と一緒にバイクを乗り回してという若者が多くいましたが、今は違います。携帯電話、メール、ゲームと個別に楽しむという子が増えています。

「個別でやる楽しさ」だけでなく、「みんなで何かをやる楽しさ」を体験できる場が求められているのではないのでしょうか。一人で楽しむより、グループで一緒にやればこんなに楽しい、ということを若者にわからせてあげないといけないのではないかと思います。

石塚委員 主催事業には、どんな事業がありますか。

〈事務局〉 料理教室で食育をテーマとしているもの、音楽では8月に青少年コンサート、障害児ハイキング、囲碁将棋教室などがあります。

西邨議長 青少年センターにはドラムセットもあり、楽器店などのスポンサーも含めて、初心者講習会などを行ってはいかがでしょうか。そこから、発表の場につなげていくのもよいのではないかと思います。

〈事務局〉 初心者を対象として、青少年センターにある音響設備や機材・照明の使い方などの講習会を行っています。

藤井委員 多様なニーズのある中で、主催事業にしても個別のニーズに応えるだけでいいのでしょうか。青少年センターとしてどのような子どもを育てたいかということを確認して、進めなければいけないと感じます。

また子どもたちのニーズでいうと、一番の問題はやはり音の出せる場所が少ないということです。それとストリートダンスやよさこいソーラン踊りなども結構行っているので、そういう活動の練習の場として提供していくのがよいと思います。

植松副議長 若者は発表の場を求めているので、「発表の場」は大きな意味があると思います。

「募る」ところから若者が実行委員会を結成し、取り組ませていく方が良いです。普段は個別に施設を利用している青少年がつながっていくことが、活性化するという事ではないのでしょうか。

私の講義の中で環境問題を取り上げたところ、学生が環境問題に取り組むサークルを作ったんですが、彼らが自ら活動を継続していく上では、高木委員の言うような指導者とか、アドバイザーが必要だと思います。

青少年センターの主催事業でも、例えば単なる料理教室だけでなく、食育のこと（食糧自給率や地球環境）など、次につながるものが必要です。

西邨議長 今、青少年センターで何か音楽発表会みたいなのをやっておられますよね。利用者の組織で運営されているのではなかったですか。

〈事務局〉 いろんな発表会があります。発表団体を募集しているもの（イベント）もありますが、ほとんどは事務局（職員）で調整しています。

西邨議長 同様のグループを、行政がつなぎ合わせるのが良い方法ではないかと思います。

植松副議長 枚方の地から、有名な音楽グループが出ていますか。

〈事務局〉 「ジャンヌダルク」や「ディア・ラビング」などのバンドが頑張っています。

植松副議長 11月6日の朝日新聞に「ニートにさせぬ英国流」という記事があったんです。要するに、ニートをつくらないためにどうすればいいかという内容でした。それで、主催事業の中で1つ思いましたのは、昼間の時間帯に、引きこもってしまっていたり、就労の気持ちはあるのになかなか仕事につけないでいるような人たちを対象にして、彼らが来やすくなるような、あるいは必要としている情報を発信できるような、最終的には就労支援ができるような取り組みが青少年センター主催事業の中に必要だと思いました。

高木委員 活性化とは、既存の主催事業を発展させるのではなく、若者にアンケートをとり、その声を聞いて、新しい分野の主催事業を拡げていくことではないかと考えます。

西邨議長 今、高木委員のほうからおっしゃっていただきましたことは以前から私も思っていて、利用者は一体どのように考えておるかということについて事務局と話をいたしました。今回我々がいろんなことを議論してまとめたものを、たたき台として市民の方に説明をしていただけると聞いています。ですから、今回我々が議論したたたき台がそのまますぐに決定となるのではなくて、一旦、我々が概要として「社会教育委員会議ではこのように考えています」というたたき台をつくって、市民の方に意見を聞いてい

ただけるということですね。

〈事務局〉 はい。それをパブリックコメントの期間中に提示します。その期間中に、市民の方を対象に日曜日の昼間と平日の夜間の2日間ぐらいで、説明会を行いたいと考えております。

西邨議長 事務局は、このように考えているようです。
われわれが考えた素案をたたき台として事務局がまとめ、パブリックコメント等により市民の声を聞き、市民説明会で意見を聞き、それを踏まえたものを我々の最終答申としたいと思えます。

西邨議長 ところで、ロビーの活性化についてはどうですか。

岩谷委員 資料1のP2、2-(2)の文言で「青少年が日々、職員を訪ねてきて、事務室で気軽に会話できるような雰囲気づくりも大切である」という文章に感激しています。やはり、人を育てるのは「人」しかないと思えます。
桜丘中学校には軽音楽部がありますが、吹奏楽部はいろいろと発表の場があり、注目されることも多いですが、軽音楽部は少ないので発表の場を与えてあげたい。また、彼らが卒業して高校生、大学生となったときに、発表の場があることは良いことだと思うのです。

〈受益者負担について〉

西邨議長 受益者負担について、事務局でまとめていただいた資料では、生涯学習市民センターは原則「有料」として、18歳以下の若者は「減免」となっているのに対し、青少年センターは原則「無料」とし、設置目的以外の使用を「有料」と言う考えが示されていましたよね。この点の趣旨を説明して下さい。

〈事務局〉 生涯学習市民センターは、有料で施設の使用料を徴収するということが基本になっていて、それに対して使用料を免除しますとなっています。従って、青少年、18歳以下の子供たちの団体が使う場合は、使用申込書を申請すると同時に、減免申請書を提出してもらいます。2枚書類を提出して許可をもらう、そういう形になります。

青少年センターでは、他市の状況もいろいろ見ておりました中で、使用料を基本は無料としているという例がありました。無料としているけれども、その施設を目的外といいますか、青少年以外の方々が使う場合は使用料を支払っていただくという書きぶりの施設がありました。前回、青少年は無料であるべきというお声

がありましたので、そのあたりも勘案しまして、こういうたたき台を作成しました。

西邨議長

ありがとうございました。

ほかの施設はみんな「減免」となっているのですが、ここの語句だけが「無料」となっているので、どういうことかなということでお尋ねをしました。

まず、受益者負担は必要であるということが、前回の会議で副議長以外の委員のご意見だったと思います。

植松副議長

はい。P2の3-(1)の中で「子ども・青少年が育つ場は無料であることが望ましい」とありますが、こういう文言を入れていただいたことに感謝しています。

青少年の活動を支援する観点から、使用料は、基本的に「無料」という形をとるのなら大人の方の受益者負担は仕方ないと考えます。

西邨議長

今日ここに付けていただいていますお手元の資料2を見ていただけますでしょうか。生涯学習市民センター使用料収入の決算額というのがあります。驚いたのは、使用料の使途。使い方をきちんと明記されているのです。これは、お尋ねをしたら、前回、生涯学習市民センターに移行するときに、利用者の方とこういうお約束をされているということです。

〈事務局〉

＜資料2の生涯学習市民センターの使用料収入と
その使途を説明＞

西邨議長

お示しをさせていただいているような使途ということです。本来の利用料等でいただくわけですが、青少年センターについては、生涯学習市民センターとは別な考えが出ていましたよね。

〈事務局〉

お手元の資料の3ページの一番上をご覧ください。生涯学習市民センターでは1番目に光熱水費、2番目が清掃委託料、3番目が改修・修繕費となっておりますが、前回のご議論等を踏まえまして、施設・備品の維持補修が青少年センターの場合は1番としています。

西邨議長

使用料の算定根拠は、生涯学習市民センターとの整合性を図るべきと考えます。

<「青少年の範囲」について>

西邨議長 青少年は無料にするということで、次に議論になるのは年齢の問題です。たたき台では22歳で、大学生ぐらいと挙げていただいています。生涯学習市民センターは、18歳未満は減免となっていますが、青少年センターについては、青少年の活動の場所ということで、前回会議で大学生ぐらい22歳という年齢を決めたわけですが、いかがでしょうか。年齢的に22歳というのは妥当な線と考えてよろしいですか。

岩谷委員 京阪電車の学割はどうやって確認されているんですか。

〈事務局〉 学生証です。

岩谷委員 結局、収入がない、あるいは働きながらということですよ。青少年センターでは学生証とか、そういうものを提示してもらっているんですか。

〈事務局〉 現時点ではすべての方が無料です。

西邨議長 逆に現在の生涯学習市民センターの状況はどうなんでしょうか。

〈事務局〉 生涯学習市民センターでは、登録用紙に書いてもらう際に、未成年の子たちに学校名等を書いてもらって、その身分証の確認までは行っておりません。

西邨議長 青少年の範囲は、22歳までということによいですか。

高木委員 私も大学生や専門学校に通っている人までと考えます。

植松副議長 第29期の社会教育委員会議の答申にある26歳までとしてはとも思うのですが、その中には、職業についている方、収入のある方もいるかと思うんです。そういう人の割合と、逆に22歳で切ったときに、22歳を超えて学生でいる人の割合はそんなに大きく変わらないのではないかとというのがあります。昨今では学生証を持っている人で、リタイヤされてから社会人入学される方もいるなど、学生証をもつ年齢層が広がっているので、例えば保険証や運転免許証等で年齢を確認する方法をとれば、比較的問題は少ないかと思えます。

高木委員	年齢を証明するのに、学生証の提示を求めていますか。
藤井委員	学生にこだわるのは反対です。中学や高校を出て働いている人も青少年と考えます。学校に行っているか否かは「利用」や「使用料」には関係ないと考えます。
西邨議長	確かに、学校に行っている行っていないで差をつけるのはおかしいですね。ただ、どこかで線引きをしないといけませんので、おおむね、世間一般で言う大学を卒業される年齢の22歳としてはどうだろうか。あるいは第29期で定められた青少年の範囲というのは、ワーキングプアの人たちを救うということも含めて決めましたので、こういった利用形態の26歳と、資料に書いていただいている文章のとおり、意味合いは違うと個人的には思います。
小川委員	若者の活動の拠点として青少年センターを捉えるなら、22歳が適切と考えます。
西邨議長	では、ここでの考えは、22歳としてよろしいですか。その考えをたたき台としてパブリックコメントで意見を求めたいと思いますがいかがでしょうか。
各委員	異議なしと声あり。
<p><生涯学習市民センターとの整合性></p>	
西邨議長	開館時間については、基本的には、生涯学習市民センターと合わせていく方向でよいと思います。但し、青少年が休日など学校のない時間帯に利用が多いというのが資料で示されているなら、むしろ生涯学習市民センターを追い越してしまいますが、休日の利用を午後5時とするのではなく、平日と同様の時間帯（午後9時まで）とするべきではないでしょうか。
上田委員	休日（祝日）を午後9時まで開館し、その分平日の時間帯を短くしてはどうですか。
植松副議長	青少年の利用の多いところを長くして、利用の少ないところを短くしてはどうでしょうか。

西邨議長	利用枠の拡大についてはどうですか。生涯学習市民センターではどうなっていますか。
〈事務局〉	政治・宗教・企業にも公序良俗に反しない文化的な活動に対しては4週間前に申し込みができ、使用料金も高くとっています。
西邨議長	このあたりも、生涯学習市民センターとあわせるのでよろしいでしょうか。ただ、土曜日、日曜日、祝日の開館時間についてはご検討いただきたいです。
委員	異議なし。
西邨議長	また、空いているなら、有効に使用して、収入を得るのがよいと考えますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
植松副議長	最初に「青少年は直前でないとスケジュールを決められない傾向にある」ということだったので、音楽室の利用が多いなら、専用室として空けておくというのはどうですか。
〈事務局〉	利用率では、70%というところで、30%は空室となっております、空いておれば、有料で貸し出し、料金を徴収し利益を得たいと考えます。 貸出時期については、再考するので、少しお時間をいただきたいと思います。
西邨議長	本日、たたき台の資料としてつくっていただきました各項目について、結論は出ていないですし、市民の方にご意見をお聞きしましょうというようなこともあります。今日出た意見をもう一度精査していただいて、次回の会議は12月2日ですので、それまでにまた資料をつくっていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。 今日の会議録は、次の会議までに各委員さんのほうに送っていただけるといふことでよろしいでしょうか。
〈事務局〉	たくさんの意見が出ましたので、少し時間がかかるかもしれませんが、次回は12月2日ですので、少しでも早くお手元に送らせていただいと思っております。
西邨議長	時間が押してしましまして、まことに申しわけございませんが、次回の日程のほうで報告等がありましたら、事務局のほうからよろしくお願ひします。

〈事務局〉 次回の日程を再確認させていただきます。12月2日水曜日、午後2時から、場所は本日と同じこの部屋で開催させていただきたいと思います。

西邨議長 それでは、事務局には、12月2日までということで、ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひします。
本日は、ありがとうございました。